

文教児童委員会資料  
令和7年1月23日  
教育委員会事務局指導室

## 令和5年度不登校及び問題行動(いじめ・暴力行為)の状況について

板橋区教育委員会事務局指導室  
令和7年1月

# — 目 次 —

本調査の趣旨等	P1
1 不登校について	P2
(1) 不登校の状況について	P2～6
① 不登校児童生徒数・前年比・出現率	
② 不登校児童生徒数と増減数	
③ 不登校児童生徒欠席状況別人数	
④ 不登校児童生徒欠席状況年度別割合	P4
⑤ 不登校の要因(上位5項目)	P5
⑥ 学校の欠席が増えた理由(児童生徒アンケートより)	P6
⑦ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	P6
⑧ 相談・指導等を受けていない児童・生徒の割合	P6
(2) 不登校の現状と課題について	P7
(3) 板橋区における不登校に関わる取組について	P8～9
2 問題行動(いじめ)について	P10
(1) いじめの状況について	P10～12
① 認知件数・解消率について	P11
② いじめ発見の端緒	P11
③ いじめ発見の端緒(教職員等が発見 上位3項目)	P11
④ いじめ発見の端緒(教職員以外からの情報で発見 上位3項目)	P11
⑤ いじめの態様(いじめ認知件数を基にした各項目の割合 上位3項目)	P12
(2) 現状及び課題について	P12
(3) 板橋区におけるいじめに関わる取組について	P13
3 問題行動(暴力行為)について	P14
(1) 暴力行為について	P15～16
① 暴力行為の発生件数	P15
② 暴力行為の発生校数	P15
③ 暴力行為の区分別発生件数	P16
(2) 現状と課題について	P17
(3) 板橋区における暴力行為に関わる取組について	P17

## 本調査の趣旨等

### 1 調査の趣旨

本調査の趣旨は以下の2点である。

- ①児童生徒の不登校・問題行動(いじめ・暴力)について、本区の状況を調査・分析することにより、教育現場における生活指導上の取組のより一層の充実に資するものとする。
- ②実態把握を行うことにより、不登校児童生徒への適切な支援と児童生徒の不登校・問題行動(いじめ・暴力)の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくものとする。

### 2 調査対象

区立小学校(51校)、特別支援学校小学部(1校)、中学校(22校) 計74校

### 3 調査方法及びwebアンケート

質問紙調査

### 4 調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(不登校児童生徒に対するアンケート調査については、令和5年7月10日から令和5年8月31日)



## 1 不登校について

### 不登校児童生徒

年間30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)

「文部科学省 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査調査票より」

### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

#### (1)支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

#### (2)学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

「令和元年10月25日付元文科初第698号通知(不登校児童生徒への支援の在り方)より」

### 1 不登校対応方針

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来、児童生徒が豊かな人生を送れるよう、社会的に自立をすることをめざすものである。

#### 2 不登校児童・生徒に対する支援の基本的な姿勢

不登校とは、複雑な背景・多様な背景によって、児童生徒が「結果として不登校の状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。

「板橋区不登校対応ガイドライン(令和5年4月)より」

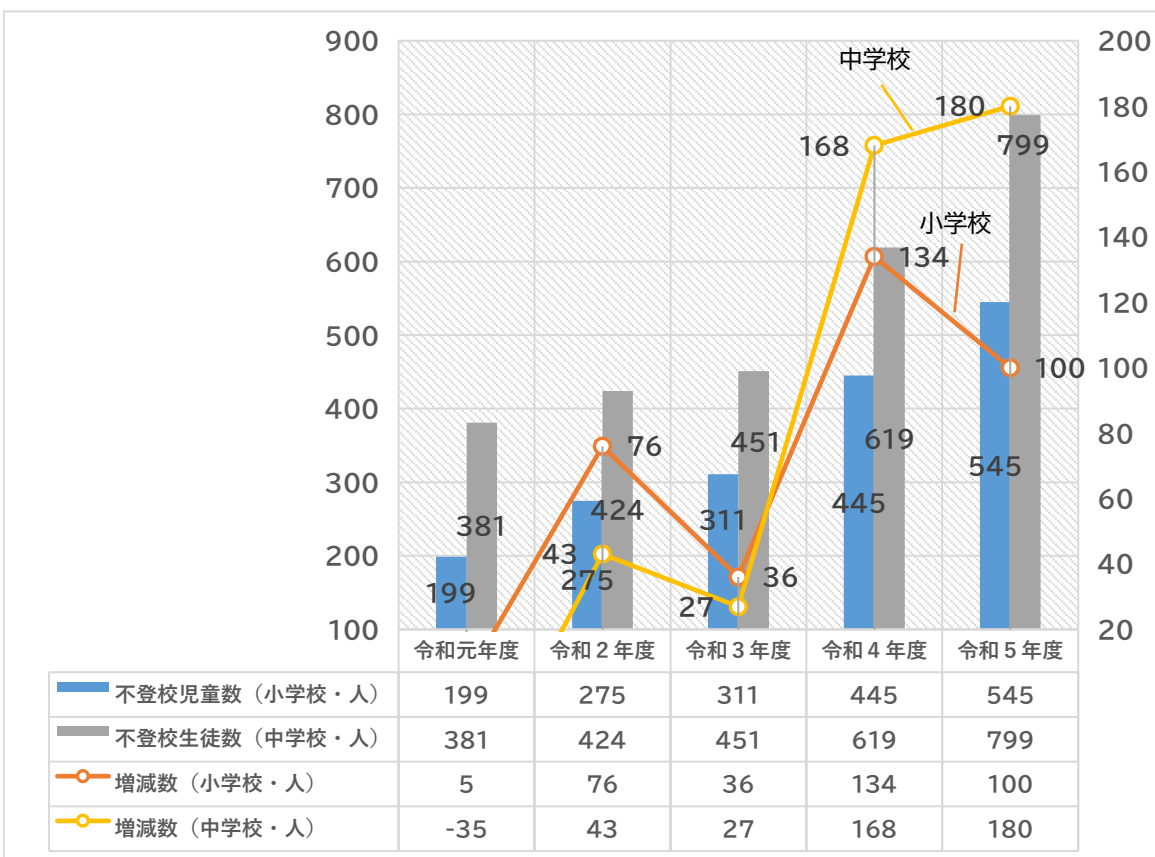


## (1) 不登校の状況について

### ① 不登校児童生徒数・前年比・出現率

		令和元年度	増減	令和2年度	増減	令和3年度	増減	令和4年度	増減	令和5年度
小学校	不登校数(人)	199	↑ 76	275	↑ 36	311	↑ 134	445	↑ 100	545
	前年比(割合)			1.38	↓-0.25	1.13	↑ 0.30	1.43	↓-0.21	1.22
	出現率(割合)	0.86	↑ 0.31	1.17	↑ 0.15	1.32	↑ 0.56	1.88	↑ 0.44	2.33
中学校	不登校数(人)	381	↑ 43	424	↑ 27	451	↑ 168	619	↑ 180	799
	前年比(割合)			1.11	↓-0.05	1.06	↑ 0.31	1.37	↓-0.08	1.29
	出現率(割合)	4.27	↑ 0.37	4.64	↑ 0.23	4.87	↑ 1.81	6.68	↑ 1.88	8.56
総数		580	↑ 119	699	↑ 63	762	↑ 302	1064	↑ 280	1344
増減率			1.21	↓-0.12	1.09	↑0.31	1.40	↓0.13	1.26	

### ② 不登校児童生徒数と増減数





### ③ 不登校児童生徒欠席状況別人数

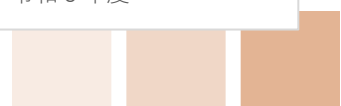
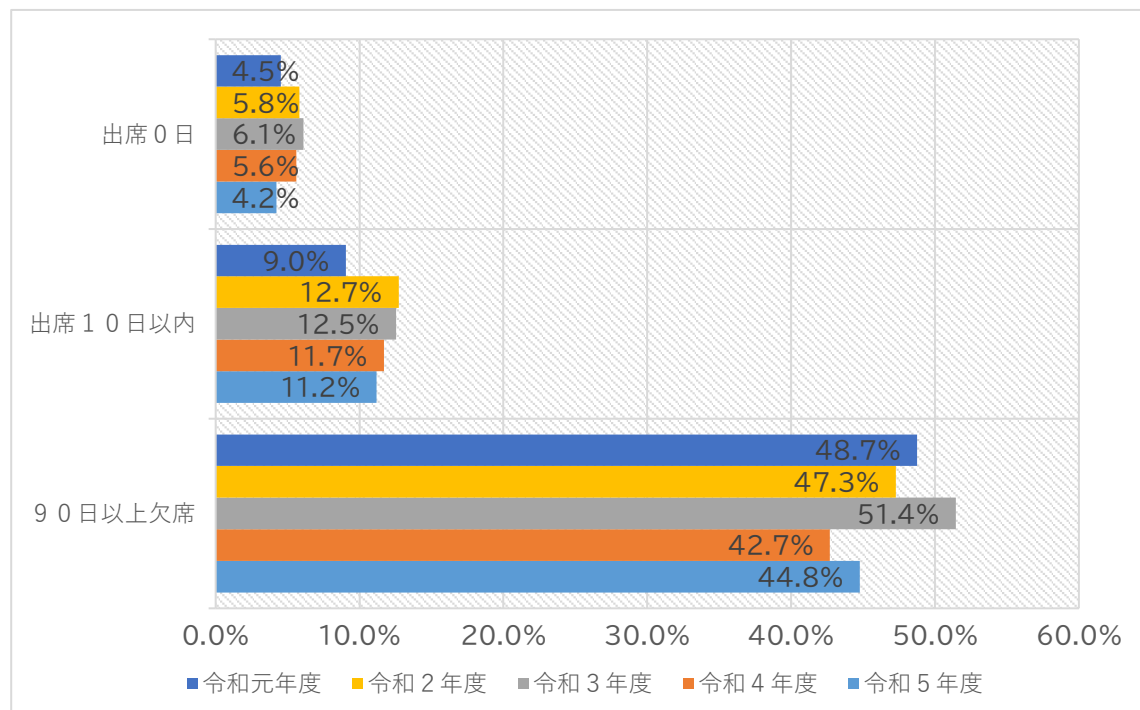
		令和元年度	増減	令和2年度	増減	令和3年度	増減	令和4年度	増減	令和5年度
小学校 (人)	30日以上欠席	199	↑76	275	↑36	311	↑134	445	↑100	545
	50日以上欠席									397
	90日以上欠席	97	↑33	130	↑30	160	↑30	190	↑54	244
	出席10日以内	18	↑17	35	↑4	39	↑13	52	↑9	61
	出席0日	9	↑7	16	↑3	19	↑6	25	↓-2	23
中学校 (人)	30日以上欠席	381	↑43	424	↑27	451	↑168	619	↑180	799
	50日以上欠席									644
	90日以上欠席	257	↑14	271	↑36	307	↑60	367	↑123	490
	出席10日以内	80	↑0	80	↓-1	79	↓-27	52	↑37	89
	出席0日	32	↓-5	27	↓-4	23	↑1	24	↓-1	23

※50日以上欠席は、30日以上欠席の内数である。

※同様に、90日以上欠席、出席10日以内、出席0日もそれぞれ内数である

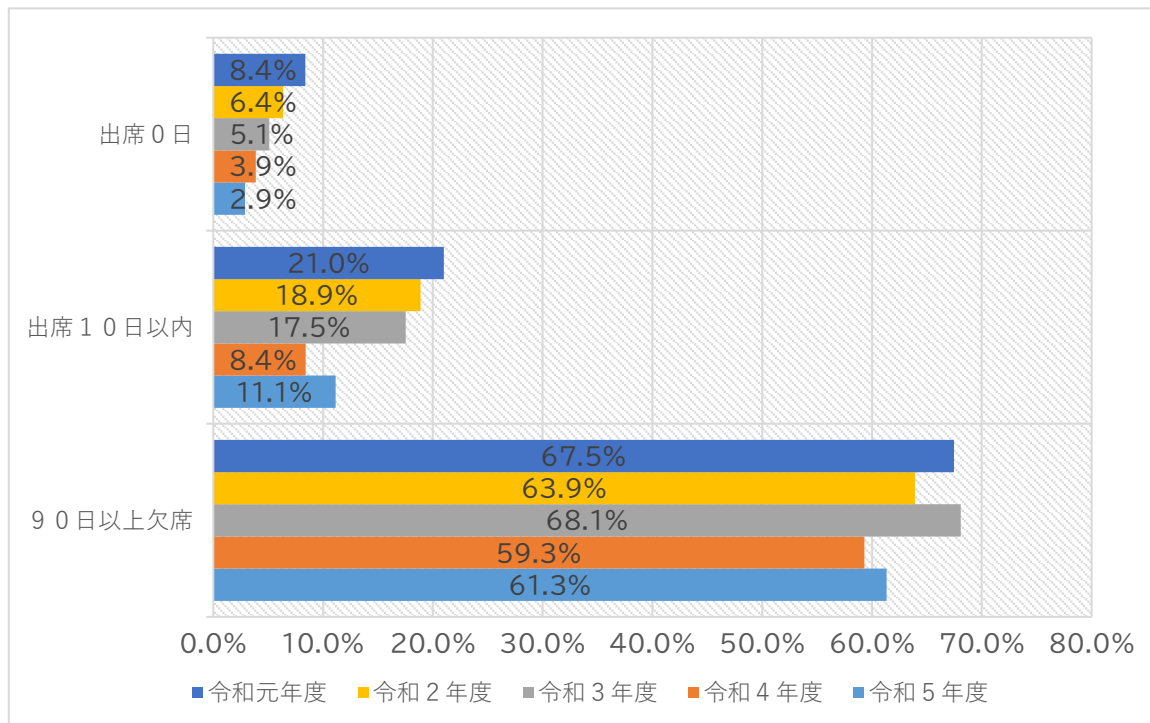
### ④ 不登校児童生徒欠席状況年度別割合

#### ア 小学校(校種別不登校児童生徒数を基にした各項目の割合)





イ 中学校(校種別不登校児童生徒数を基にした各項目の割合)



⑤ 不登校の要因(校種別不登校児童生徒数を基にした各項目の割合 上位5項目)

小学校		中学校	
6 不安・抑うつ	25.9%	5 学校生活に対する無気力	27.7%
4 生活リズムの不調	25.3%	4 生活リズムの不調	23.2%
5 学校生活に対する無気力	22.6%	2 学業の不振	17.3%
3 親子の関わり方	14.5%	6 不安・抑うつ	16.3%
2 学業の不振	13.0%	1 いじめ被害を除く友人関係	14.9%

※令和5年度は、項目等に変更があったため、上位5項目を掲載する。

- 1 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談……仲違い、友人が極端に少ない、友人間の問題に関する情報や相談
- 2 学業の不振や頻繁な宿題の未提出……成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
- 3 親子の関わり方に関する問題の情報や相談……親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
- 4 生活リズムの不調に関する相談……朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
- 5 学校生活に対してやる気が出ない等の相談……無気力で登校したくないことに関する相談
- 6 不安・抑うつに関する相談……登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない(できない。)ことに関する相談



⑥ 学校の欠席が増えた理由(児童生徒アンケートより・各項目の回答数を基にした割合)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	3	4	計	3	4	計	3	4	計
なんとなく	20.4%	18.4%	38.8%	20.8%	19.5%	40.3%	17.9%	13.7%	31.6%
ともだちとの関係	19.7%	13.6%	33.3%	19.5%	16.9%	36.4%	15.4%	12.0%	27.4%
勉強がわからなくなった	19.0%	10.9%	29.9%	18.2%	18.2%	36.4%	17.9%	8.5%	26.5%

3:だいたいあてはまる 4:とてもあてはまる

※回答人数について R03:146名 R04:75名 R05:117名

⑦ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等(欠席状況数を基にした各項目の割合)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 (%)	30日以上欠席	学校外の関係機関	30.2%	37.1%	42.4%	41.3%	40.0%
		養護教諭・SC	65.3%	65.8%	60.1%	53.0%	58.0%
		教職員					83.9%
	50日以上欠席	学校外の関係機関					44.1%
		養護教諭・SC					58.4%
		教職員					80.6%
	90日以上欠席	学校外の関係機関	14.0%	21.8%	25.4%	30.2%	53.7%
		養護教諭・SC	24.5%	27.3%	30.0%	29.2%	77.4%
		教職員					80.7%
中学校 (%)	30日以上欠席	学校外の関係機関	39.6%	34.0%	40.6%	35.9%	33.4%
		養護教諭・SC	51.7%	51.7%	45.0%	49.6%	56.3%
		教職員					92.0%
	50日以上欠席	学校外の関係機関					35.9%
		養護教諭・SC					59.5%
		教職員					87.6%
	90日以上欠席	学校外の関係機関	40.1%	40.2%	43.3%	38.1%	38.6%
		養護教諭・SC	51.4%	53.1%	41.4%	52.9%	62.4%
		教職員					89.5%

※学校外の関係機関及び養護教諭・スクールカウンセラーはその年度の不登校数に占める割合

※令和5年度教職員は、相談していない児童生徒数に占める割合

⑧ 相談・指導等を受けていない児童生徒(※)の割合

校種	欠席状況	令和5年度
小学校	30日以上欠席	4.6%
	50日以上欠席	5.3%
	90日以上欠席	4.5%
中学校	30日以上欠席	1.9%
	50日以上欠席	2.2%
	90日以上欠席	1.6%

※「相談・指導等を受けていない児童生徒」とは、フレンドセンターなどの学校外の専門機関や学校内の専門家である養護教諭及びスクールカウンセラーに加え、教職員等の誰にも相談・指導を受けていない児童生徒のことを表す。

例えば左表、小学校の場合、不登校により30日以上欠席している児童の4.6%が誰とも相談・指導を受けていない、ということを表している。

※50日及び90日以上欠席は、30日以上欠席の内数であるため、相談・指導等を受けていない児童生徒の割合は、重複している場合もある





## (2) 不登校の現状と課題について

令和5年度の小中学校における不登校児童生徒数は、1,344人であり、前年度から280人増加した。増加の割合は、1.26倍であり、前年度の1.40倍と比較すると、増加率は減少した。

欠席状況別で見ると、不登校児童生徒のうち、半数以上が90日以上欠席となっていることから、不登校は、長期化する傾向にあると言える。不登校を生まない「魅力ある学校・学級づくり」に取り組むことが課題であると言える。

不登校の要因は、小学校においては、不安・抑うつ相談、中学校においては、学校生活に対してやる気が出ない等の相談が最も多い。不登校児童生徒本人を対象としたアンケート調査によると、欠席が増えた理由として「なんとなく」「ともだちとの関係」「勉強が分からなくなった」を挙げている。不安、やる気が出ない、なんとなく等、漠然とした心理的状況が不登校の大きな要因であることが考えられる。また、過去には「ともだちとの関係」を理由に不登校になったとして、いじめ重大事態として扱ったケースもある。不登校になった児童生徒については、定期的に連絡を取り合うなど、状況を把握するとともに、いじめを起因とする場合には、積極的に認知し、組織的に対応していくことが重要である。区立小中学校において、いじめへの対応力をさらに高めていくことが課題であると言える。

不登校の背景は多様で複雑であり、本人や周りの大人にも要因がはっきりと分からないことも予想される。不登校児童生徒本人と教職員等や学校内外の専門機関がつながり、相談できる体制づくりが課題である。また、児童生徒アンケートの結果より「ともだちとの関係」「勉強が分からなくなった」も要因となっていることが分かった。他者と良好な関係を構築するためのソーシャルスキルの向上や基礎的な学力の定着も課題である。

相談・指導を受けた学校内外の機関等では、教職員による相談・指導を受けた割合が最も高く、小学校でおよそ8割、中学校でおよそ9割を占める。学校外の専門機関に相談・指導を受けた割合は、小中学校ともに減少傾向であり、校内の専門家である養護教諭やスクールカウンセラーに相談・指導を受けた割合は増加傾向である。学校内外の専門機関や教職員等、誰からも相談・指導等を受けていない児童生徒の割合は、不登校児童生徒数に対して小学校では4.6%、中学校では1.9%となっている。誰からも指導・相談を受けていない児童生徒への支援に取り組んでいくことが課題である。

### (3) 板橋区における不登校に関わる取組について

※現状と課題を踏まえて、区としては以下の取組を行っている。

#### 板橋区授業スタンダードの徹底

板橋区立学校では、「板橋区授業スタンダード」に基づいた授業を実施している。児童生徒の学びの過程を「めあて」「自力解決」「集団解決」「まとめ・振り返り」とすることで、「分かる・できる・楽しい」授業づくりをめざしている。

#### 小学校5・6年、中学校7・8年で学校生活満足度調査(hyper-QU)の実施

小学校5・6年、中学校7・8年を対象に、学校生活の満足度を測る調査を実施。児童・生徒の学級満足度等を把握することで、暴力行為等の未然防止につなげる。

#### 「いたばし学級活動の日」の実施

「いたばし学級活動の日」として、全小中学校が学級活動（話し合い活動）に取り組んでいる。異なる意見を受け入れたり、合意形成したりする力を身に付けることができる。

#### スクールカウンセラー(SC)の配置

全ての小中学校にSCを配置することで、児童生徒の心理面のケアに努めるとともに、家庭に対してもアプローチすることで、児童生徒の内面の状況を把握したり、家庭環境を把握したりすることにつなげる。

#### スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置(教育支援センター)

学校からの要請により、支援が必要な児童生徒の家庭を訪問したり、医療、福祉など関係機関と連携を取りながら、児童生徒の置かれた環境にアプローチを行い問題解決に向けた支援を行っている。SSW1名につき、中学校2校とその学びのエリアの小学校を担当している。

#### 家庭教育支援チーム(地域教育力推進課)

不登校児童生徒とその保護者を対象とし、主任児童委員、民生児童委員が、学校と緊密に連携・協力しながら学校とは異なる立場による日常的な支援活動を行うことで、保護者の子育てに対する不安感や負担感を解消するとともに、家庭や子どもたちの孤立化を防ぐ。

#### 不登校対応ガイドラインの策定

「不登校対応ガイドライン」を策定し、不登校の基本的な対応について示している。

#### 「教室以外の安心して過ごせる居場所」の設置

教室に入りづらい児童生徒が安心して過ごせる居場所を設置している。また、国や都の助成金等を活用して人材を配置したり、指導室で作成した「居場所づくりリーフレット」を通して、好事例を紹介したりするなど、充実した居場所づくりにつなげるようにしている。

#### 不登校加配教員の配置

不登校生徒数の多い中学校に対して、学校からの申請に基づき、不登校支援を中心的に担う教員を配置している。(令和7年度から不登校巡回指導教員の配置に移行)

#### 不登校対策特別委員会の設置・開催

学識経験者や代表の校長等を構成員に、不登校対応の充実に向けた取組を協議し、区内小中学校に還元している。



#### 板橋区教育支援センター相談機能の活用(教育支援センター)

板橋区に在学・在住している幼児、小学生、中学生、高校生(18歳まで)とその保護者の悩み(子どもの不登校や心理・性格・情緒・行動・発達の遅れ、家族関係や親子関係など)について、心理相談員(臨床心理士)が相談を受けている。

#### 板橋フレンドセンター(教育支援センター)

不登校児童生徒に対して、学習や体験活動を通して、社会的自立を支援している。

#### 中高生勉強会「学びi(あい)プレイス」の実施・推進(生涯学習課)

学業成績や家庭の経済状況などを問わず、中学生・高校生(相当年齢を含む)が無料で気軽に参加できる学習支援事業を区立施設6か所で実施している。

#### 生涯学習センターi-youth(中高生・若者支援スペース)(生涯学習課)

大原・成増生涯学習センターには、中高生・若者支援スペースとしてi-youthを設置し、中高生・若者に居場所及び学習・交流の機会を提供している。

#### 不登校または不登校傾向の児童生徒保護者交流会(教育支援センター)

フレンドセンターに通級している児童生徒の保護者交流会に加え、令和6年度よりフレンドセンターへの通級登録の有無に関わらず、区内在住・在学の不登校児童生徒の保護者に対して、保護者同士の交流の場を設け、不安解消や情報交換を行っている。

#### 高等学校などの進学先個別相談会(教育支援センター)

不登校や不登校傾向にある中学生をその保護者を対象に、不安解消や進路選択に役立ててもらうために進学先個別相談会を教育支援センターで実施している。

チャレンジスクールや通信制高校など、各校の先生から直接説明を聞いたり相談できる個別相談ブースや、どのような進路先があうのかなど相談できる進路相談ブースを設置し、進学等に関する相談に応じている。



## 2 問題行動(いじめ)について

### いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

### いじめの解消について

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月14日文科科学省 最終改定)」

### いじめの積極的な認知について

文科科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。

### いじめの解消状況について

令和5年度末時点でのいじめの解消状況は、567,710件、約77.5%である。これは安易にいじめを解消したとせず、丁寧な対応を行っているとも考えられるが、事案が複雑化し、長期化している可能性も考えられる。対応に当たっては、関係機関と積極的に連携し、いじめられた側のみならずいじめた側に対するスクールカウンセラー等による専門的継続的な指導支援体制を構築すること等を通して、いじめの解消率を上げていくこと。

「令和6年10月31日付6初児生第12号通知 文科科学省初等中等教育局児童生徒課」

## (1) いじめの状況について

### ① 認知件数・解消率について

		令和元年度	増減	令和2年度	増減	令和3年度	増減	令和4年度	増減	令和5年度
小学校	認知件数(件)	5,096	↓-2262	2,834	↑1145	3,979	↑704	4,683	↑59	4,742
	解消率(%)	68.8%	↓-10.0%	58.8%	↑16.4%	75.3%	↓-14.2%	61.1%	↑1.2%	62.4%
中学校	認知件数(件)	415	↓-204	211	↑87	298	↑119	417	↓-127	290
	解消率(%)	75.9%	↓-11.0%	64.9%	↑11.6%	76.5%	↓-22.6%	54.0%	↑13.3%	67.2%
計(件)		5,511	↓-2466	3,045	↑1232	4,277	↑823	5,100	↓-68	5,032

### ② いじめ発見の端緒(校種別いじめ認知件数を基にした各項目の割合)

		令和元年度	増減	令和2年度	増減	令和3年度	増減	令和4年度	増減	令和5年度
小学校	教職員等	80.0%	↑4.9%	84.9%	↑4.0%	88.9%	↓-6.0%	82.9%	↓-4.8%	78.0%
	教職員以外からの情報	20.0%	↓-4.9%	15.1%	↓-4.0%	11.1%	↑6.0%	17.1%	↑4.8%	22.0%
中学校	教職員等	76.6%	↓-5.5%	71.1%	↓-0.6%	70.5%	↑12.0%	82.5%	↓-14.9%	67.6%
	教職員以外からの情報	23.4%	↑5.5%	28.9%	↑0.6%	29.5%	↓-12.0%	17.5%	↑14.9%	32.4%

### ③ 教職員等によるいじめ発見の端緒(校種別いじめ認知件数を基にした各項目の割合 上位3項目)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
小学校	アンケート調査	73.0%	アンケート調査	64.1%	アンケート調査	74.2%	アンケート調査	65.7%	アンケート調査	71.6%
	学級担任	5.2%	学級担任	18.8%	学級担任	13.6%	学級担任	16.4%	学級担任	5.5%
	学級担任以外の教職員	0.9%	学級担任以外の教職員	1.0%	学級担任以外の教職員	0.6%	学級担任以外の教職員	0.3%	学級担任以外の教職員	0.5%
中学校	アンケート調査	62.4%	アンケート調査	42.2%	アンケート調査	39.6%	アンケート調査	61.4%	アンケート調査	47.2%
	学級担任	11.3%	学級担任	22.3%	学級担任	24.8%	学級担任	17.5%	学級担任	16.2%
	学級担任以外の教職員	2.2%	学級担任以外の教職員	4.7%	学級担任以外の教職員	4.4%	学級担任以外の教職員	3.6%	学級担任以外の教職員	4.1%

### ④ 教職員等以外からの情報によるいじめ発見の端緒(校種別いじめ認知件数を基にした各項目の割合 上位3項目)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
小学校	本人	16.1%	本人	10.9%	本人	9.1%	本人	13.1%	本人	16.3%
	本人保護者	2.2%	本人保護者	2.0%	本人保護者	1.6%	本人保護者	2.1%	本人保護者	3.1%
	他の児童生徒	1.4%	他の児童生徒	1.8%	他の児童生徒	0.4%	他の児童生徒	1.5%	他の児童生徒	2.0%
中学校	本人	15.4%	本人	18.5%	本人	20.8%	本人	12.7%	本人	23.8%
	本人保護者	5.8%	本人保護者	5.2%	本人保護者	3.7%	本人保護者	3.4%	本人保護者	3.1%
	他の保護者	1.2%	他の児童生徒	3.3%	他の児童生徒	2.7%	他の児童生徒	1.4%	他の児童生徒	2.8%

⑤ いじめの態様(いじめ認知件数を基にした各項目の割合 上位3項目)※複数回答

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
小学校	冷やかしゃやからかい等	79.3%	冷やかしゃやからかい等	74.5%	冷やかしゃやからかい等	78.1%	冷やかしゃやからかい等	76.5%	冷やかしゃやからかい等	81.4%
	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	16.1%	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	16.1%	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	13.5%	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	14.6%	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	16.1%
	仲間はずれ等	8.6%	仲間はずれ等	13.4%	仲間はずれ等	12.2%	仲間はずれ等	10.5%	仲間はずれ等	10.1%
中学校	冷やかしゃやからかい等	65.5%	冷やかしゃやからかい等	68.2%	冷やかしゃやからかい等	63.8%	冷やかしゃやからかい等	78.2%	冷やかしゃやからかい等	71.0%
	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	9.9%	仲間はずれ等	10.0%	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	18.1%	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	12.5%	ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)	16.6%
	仲間はずれ等	7.5%	ぶつかられたり、叩かれる等(重度)	8.1%	仲間はずれ等	10.1%	SNS等	6.2%	SNS等	12.1%

※冷やかしゃやからかい等・・・冷やかしゃやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

※仲間はずれ等・・・仲間はずれ、集団による無視をされる。

※ぶつかられたり、叩かれる等(軽度)・・・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

※ぶつかられたり、叩かれる等(重度)・・・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

※SNS等・・・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

## (2) 現状及び課題について

いじめの認知件数は、令和4年度と比べると中学校では減少しているが、小中学校合わせておよそ5,000件である。令和4年度と同様にいじめの定義の理解が進み、アンケート等を活用して児童生徒の状況を適切に捉え、確実にいじめとして認知できるようになってきたことが要因として挙げられる。

いじめの解消については、いじめの早期発見や早期対応、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられる一方、いじめ解消の要件に沿って、安易にいじめが解消されたと判断せず、丁寧に対応しているとも考えられる。このため、引き続き、いじめやいじめ解消の正しい理解を広めていく必要がある。

いじめの発見のきっかけは、小中学校ともに、「学校の教職員等が発見した」が最も多く、小学校で全体の78.0%、中学校で67.6%を占めている。また、そのうち、アンケートによる発見が特に多いことが分かる。日頃からの児童生徒の観察や面談、アンケート調査の充実等に努めていく必要がある。

いじめの態様については、小中学校ともに、「冷やかしゃやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、小学校は全体の81.4%、中学校は全体の71.0%を占めている。いじめ行為が陰で行われるなど、一見して、担任等の教員が気付きにくい場合も考えられるため、対象児童生徒の援助希求力の向上を図るとともに、相談窓口の充実など他の児童生徒からの情報が得やすくなるような環境の整備が必要である。



### (3) 板橋区におけるいじめに関わる取組について

※現状と課題を踏まえて、区としては以下の取組を行っている。

#### 「ふれあい月間(教員研修・いじめアンケート)」の実施(年3回)

全学校で、東京都が設定している6月・11月に、区独自の2月を加え、全校で校内研修及びいじめ防止の指導・啓発、いじめアンケートによる調査等を実施。

#### いじめ防止に関する研修の実施

生活指導主任を対象とする研修や年次研修においても、いじめ防止に関する内容を扱い実施。

#### 小学校5・6年、中学校7・8年で学校生活満足度調査(hyper-QU)の実施

学校生活満足度を測るアセスメントを活用し、児童生徒個々の学級満足度や学級集団の状況を把握し、いじめの早期発見・よりよい学級集団づくりにつなげる。

#### スクールカウンセラーによる全員面接(小学校5年生・中学校7年生)

小学校5年生及び中学校7年生に対して、個別面接または、グループ面接(5～8人程度)でカウンセリングを実施し、支援が必要な児童生徒の早期発見・早期対応、いじめ未然防止等につなげる。

#### いじめに関する授業の実施と授業公開(全校実施)

全校で特別の教科 道徳や学級活動などで年間3回以上、いじめ防止に関する授業を実施し、そのうち年間1回以上を保護者や地域の方に公開。

#### 相談窓口の周知

ふれあい月間や長期休業前に全児童生徒に向けて、いじめ110番、いじめメール相談を含む各種相談窓口を周知している。

#### 学校ネットパトロール

中学校は毎月、小学校は4月・9月・1月に委託業者がインターネット上のいじめなどを含む不適切な投稿等をパトロールし、発見された場合には、教育委員会を通じて各学校に連絡し、指導・削除等の対応を実施。

#### スクールロイヤー制度

いじめ発生時のいじめ防止対策推進法に沿った対応等、法律的な視点からの対応が必要な事案について、学校管理職が直接、担当の弁護士に相談できるように整備。早期対応・早期解決に向け、弁護士からの助言をもとに各学校で対応。

#### 夏季休業明け前アンケート調査全校実施

夏季休業明け前に児童生徒が不安を抱えていないか把握するために 一人一台端末を活用しアンケートを実施し、心配な児童生徒へは、直接面談やオンライン相談などを実施。

#### 板橋区スクールカウンセラーの配置

板橋区で採用したスクールカウンセラーを学校に派遣し、相談体制の充実を図る。

#### 板橋区いじめ防止基本方針の周知及び方針に基づいた取組の徹底

いじめ防止基本方針に重大事態への対応強化の内容を追記し、各学校に周知し、いじめ及びいじめ重大事態の未然防止・早期発見・早期対応の取組を徹底する。



## 3 問題行動(暴力行為)について

### 暴力行為の定義について

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とする。

以下、抜粋

#### ○「対教師暴力」の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
- ・養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。

#### ○「生徒間暴力」の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。

#### ○「対人暴力」の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた。

#### ○「器物破損」の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・トイレのドアを故意に壊した。
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた。

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

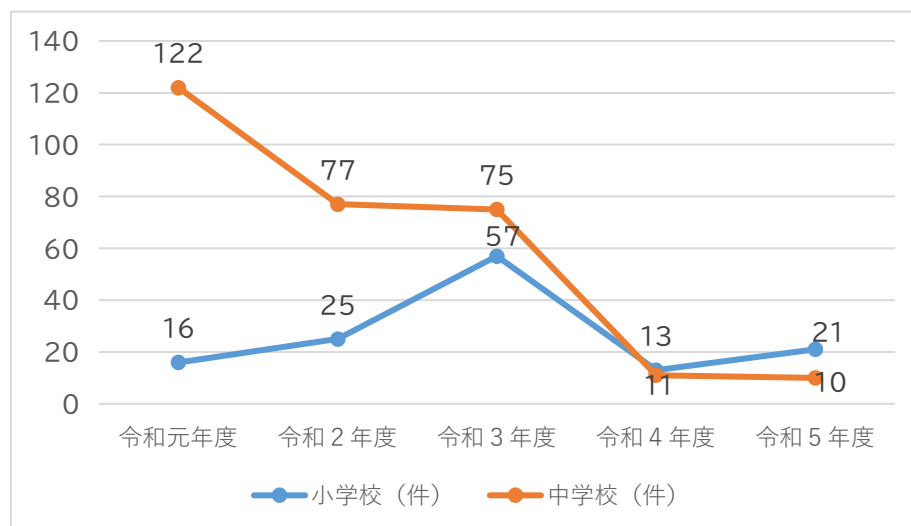




## (1) 暴力行為について

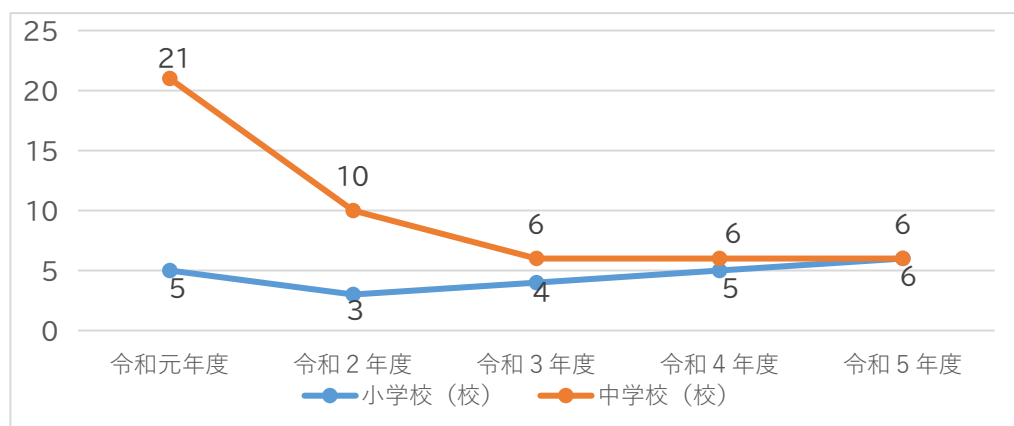
### ① 暴力行為の発生件数

校種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校(件)	16	25	57	13	21
中学校(件)	122	77	75	11	10



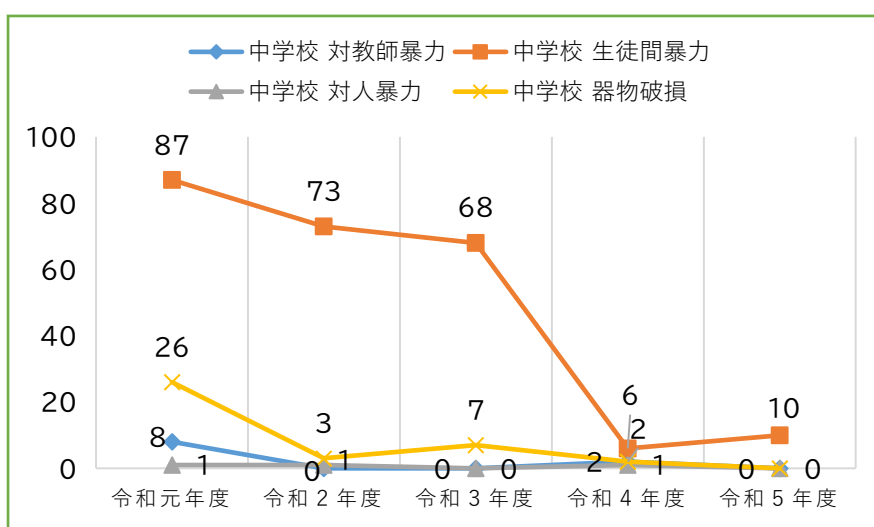
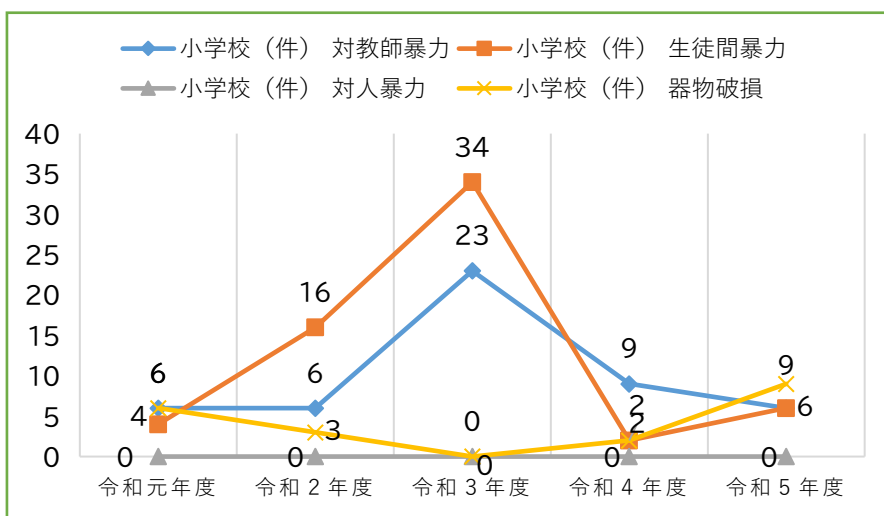
### ② 暴力行為の発生校数

校種	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校(校)	5	3	4	5	6
中学校(校)	21	10	6	6	6



③ 暴力行為の区分別発生件数

校種	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校(件)	対教師暴力	6	6	23	9	6
	生徒間暴力	4	16	34	2	6
	対人暴力	0	0	0	0	0
	器物破損	6	3	0	2	9
中学校(件)	対教師暴力	8	0	0	2	0
	生徒間暴力	87	73	68	6	10
	対人暴力	1	1	0	1	0
	器物破損	26	3	7	2	0





## (2) 現状及び課題について

暴力行為の件数及び学校数については、文部科学省及び東京都教育委員会より提示された、暴力行為の定義に当てはめて精査している。

小学校では、令和4年度に比べ、暴力行為の発生件数が増加した。特に器物破損に該当する暴力行為の増加が顕著である。暴力行為を行ってしまう児童に対しては、「本人は本当は困っている」との認識に立ち、校内支援会議等で、組織的に対応や支援について検討していく必要がある。また、必要に応じてスクールカウンセラーなどの心理の専門家や関係機関との連携を図り、当該児童に必要な支援を検討していくことが重要である。

中学校では、発生件数及び発生学校数ともに令和4年度と同様の傾向である。増加はしていないものの、暴力行為そのものは存在するため、改善のための対応が必要である。

全ての児童生徒に対し、自己の思いを言葉にして伝えていく表現力の育成や、困ったときに助けを出す援助希求行動について、各教科や特別活動などの教育活動を通じて育んでいく必要がある。

## (3) 板橋区における暴力行為に関わる取組について

※現状と課題を踏まえて、区としては以下の取組を行っている。

### 板橋区授業スタンダードの徹底

板橋区立学校では、「板橋区授業スタンダード」に基づいて授業を実施している。板橋区授業スタンダードの流れは「めあての設定」「自力解決」「集団解決」「まとめ・振り返り」であり、多様な他者と協働して学ぶことが想定されている。日々の授業における協働的な学びを通して表現力や他者と関わる力を身に付けることができる。

### 小学校5・6年、中学校7・8年で学校生活満足度調査(hyper-QU)の実施

小学校5・6年、中学校7・8年を対象に、学校生活の満足度を測る調査を実施。児童・生徒の学級満足度等を把握することで、暴力行為等の未然防止につなげる。

### 「いたばし学級活動の日」の実施

「いたばし学級活動の日」として、全小中学校が学級活動(話し合い活動)に取り組んでいる。異なる意見を受け入れたり、合意形成したりする力を身に付けることができる。

### スクールカウンセラー(SC)の配置

全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置することで、児童生徒の心理面のケアに努めるとともに、家庭に対してもアプローチすることで、児童生徒の内面の状況を把握したり、家庭環境を把握したりすることにつなげる。

### スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置(教育支援センター)

学校からの要請により、支援が必要な児童生徒の家庭を訪問したり、医療、福祉など関係機関と連携を取りながら、児童生徒の置かれた環境にアプローチを行い問題解決に向けた支援を行っている。SSW1名につき、中学校2校とその学びのエリアの小学校を担当している。

### 人権尊重教育推進校の取組

東京都教育委員会が実施する「人権尊重教育推進校」を区内小中学校から1校指定し、人権教育について研究を深める。人権尊重教育推進校の研究発表会に区内教員が参加することで、全区立小中学校の人権教育の推進を図る。